

指定介護予防訪問介護相当サービス、指定訪問型サービス A 事業所の運営規程

Startry 株式会社 ホームケアつっち運営規程

(指定介護予防訪問介護相当サービス、指定訪問型サービス A)

(事業の目的)

第 1 条 Startry 株式会社が開設するホームケアつっち（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防訪問介護相当サービス、指定訪問型サービス A の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者（以下「訪問介護員等」という。）が、訪問型サービスの円滑な運営管理を図るとともに、要支援状態にある利用者に対し、利用者の意思および人格を尊重し利用者の立場に立った適切な訪問型サービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事介護その他の生活全般にわたる支援を行うものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町及び他の介護予防・生活支援サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 指定介護予防訪問介護相当サービス、指定訪問型サービス A（以下「訪問型サービス」という。）の提供に当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ホームケアつっち
- (2) 所在地 香川県高松市国分寺町福家甲 3178 番地 7

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者（訪問型サービス A であれば訪問事業責任者） 1 名以上
サービス提供責任者（訪問事業責任者）は、事業所に対する訪問型サービスの利用の申込みに係る調整、介護予防訪問介護相当サービス計画、訪問型サービス A 計画（以下「訪問型サービス計画」という。）の作成、訪問介護員等に対する技術指導、介護予防支援事業者に対する必要な情報の提供等を行う。
- (3) 訪問介護員等 常勤換算で 2.5 名以上
訪問介護員等は、訪問型サービス計画等に基づき訪問型サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、日曜日及び12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前7時30分から午後6時までとする。

(3) サービス提供時間 午前7時30分から午後6時までとする。

(4) 上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問型サービスの内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 訪問型サービスの内容は次のとおりとし、訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱上の額とし、訪問型サービスが法定代理受領サービスであるときは、高松市要綱上の額のうち、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額とする。

(1) 身体介護に関する内容

(2) 生活援助に関する内容

※ただし、訪問型サービスAは上記、(2)生活援助のみとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問型サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルごとに50円とする。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、以下の通りとする。

※指定介護予防訪問介護相当サービス

高松市(島しょ部除く。)、綾歌郡綾川町

※指定訪問型サービスA

高松市(島しょ部除く。)

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、現に訪問型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡及び緊急連絡先への連絡等の必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。主治の医師への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

- (3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

（苦情処理）

第10条 事業所は、提供した訪問型サービスに関する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

第11条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに関係市町、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

（その他運営に関する重要事項）

第12条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
 - (2) 継続研修 毎月1回
- 2 事業所は、適切な訪問型サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、訪問型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。また、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定介護予防訪問介護相当サービス、指定訪問型サービス A 事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。また、サービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は利用者及びその家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく。
- 6 事業所は、利用者に対する訪問型サービスの提供に関する記録等を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は Startry 株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年9月1日から施行する。